一般社団法人 日本産業カウンセラー協会

JAICO

「専門実践教育訓練給付金」指定のお知らせ

当協会の「キャリアコンサルタント養成講習」は
「専門実践教育訓練給付金」の指定講座です。
詳細については下記をご参照ください。

「専門実践教育訓練給付金」を受けるには？

「専門実践教育訓練給付金」は、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)または一般被保険者であった方(離職者)が対象となります。

養成講習開始1か月前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受けて、ジョブカードを作成したあと、ハローワーク（公共職業安定所）へ必要書類を提出する必要があります。

給付金が支給されるまでの流れ

講 習 申 込

＋

申請手続き
居住地を管轄する
ハローワークで
手続き

▶ 講習受講 ▶

講習修了時
受講料の
50%
が支給

＋

資格取得＋就職
受講料の
20%※
が追加支給

➡

合計
受講料の
最大
70%
が支給

※在職中の方は、資格取得で支給
※求職中の方は、資格取得し、かつ修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合に支給

給付金が適用された場合の受講料と支給額

※金額は全て税込み

■当協会のキャリアコンサルタント養成講習を受講した場合（通常）

講習申込時の支払額	修了時の支給額（50%）	資格取得+就職時の支給額（20%）	合計支給額（70%）
330,000円	165,000円	66,000円	231,000円

実質自己負担額　99,000円

■割引対象の方（当協会会員「会員割引」を適用の場合）

講習申込時の支払額※	修了時の支給額（50%）	資格取得+就職時の支給額（20%）	合計支給額（70%）
297,000円	148,500円	59,400円	207,900円

※割引制度については、
「講習概要」の受講料欄の「受講料の割引制度について」でご確認ください。

実質自己負担額　89,100円

給付金は、一定の条件を満たした方が所定の手続きを行った場合に適用されますので、受給条件等を必ずご確認ください

支給対象者

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給対象者(受給資格者)は、次の①または②に該当し、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を修了する見込みで受講している方と修了した方

①　雇用保険の被保険者

専門実践教育訓練の受講を開始した日（以下、「受講開始日」という）に雇用保険の被保険者の方のうち、支給要件期間が3年以上ある方

②　雇用保険の被保険者であった方

受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（適用対象期間の延長が行われた場合には最大20年以内）であり、かつ支給要件期間が3年以上ある方

※上記①、②とも、当分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については支給要件期間が2年以上あれば可

※平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給したことがある場合、前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに3年以上経過している方は対象となります。

■参考ページ（厚生労働省ホームページ）

■専門実践教育訓練給付金が拡充されます
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000177962.pdf

■専門実践教育訓練給付金に関するよくあるご質問
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077164.html

専門実践教育訓練給付金の申請手続き

【受 講 前】

1．　住民票のある住所を管轄するハローワークで受給資格＆支給要件の確認

2．　訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受けて
ジョブカード作成

3．　申請手続き
ジョブカードを作成し、**受講開始日の1か月前までに**下記の書類を
原則本人の住居所を管轄するハローワークに提出する。

（提出書類）
① 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票
② 訓練前キャリアコンサルティングを受け作成したジョブカード
③ 本人・住居所確認書類及び個人番号（マイナンバー）確認書類　※詳細は要確認
④ 雇用保険被保険者証（コピー可）
⑤ 教育訓練給付適用対象期間延長通知書　※対象者のみ
⑥ 写真２枚　(最近の写真、正面上半身、縦3.0ｃｍ×横2.5ｃｍ)
⑦ 払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード

【受 講 終 了 後】

4．　支給申請
専門実践教育訓練の受講が修了したら、受講修了日の翌日から１か月以内に
下記の書類を原則本人の住居所を管轄するハローワークに提出し、申請手続
きを行う。
（提出書類)
① 教育訓練給付金の受給資格者証
② 教育訓練給付金支給申請書
③ 専門実践教育訓練修了証明書
④ 領収書
⑤ 返還金明細書※対象者のみ

【資格取得・就職】

5．　追加給付の支給申請
専門実践教育訓練受講修了後、受講した専門実践教育訓練が目標としている
資格を取得し、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用され
た場合に追加給付を受けるための支給申請期間は、雇用された日の翌日から
起算して１ヶ月以内。
（尚､受講開始時点において予め受験する事を予定されていた
最初の試験に合格できない場合は､追加給付の対象とならない）
（被保険者として雇用されている方は、専門実践教育訓練を修了し、かつ、
資格取得した日の翌日から1ヶ月以内）

専門実践教育訓練給付金の受給をご検討中の方は、受給資格や受給に必要な手続等の詳細は、
ご自身の住民票のある住所を管轄するハローワークにご自身で直接ご確認ください。

JAICO
一般社団法人 日本産業カウンセラー協会
〒105-0004　東京都港区新橋6-17-17 御成門センタービル6階
TEL：(03)3438-4568　FAX：(03)3438-4487